

第8回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 13番, 14番)

開催期日 令和6年2月27日

第8回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月27日(火) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志
2 番 田 村 俊 彦
3 番 田 村 賢 治
4 番 西 川 満
5 番 桂 一 照
6 番 柴 田 貴 浩
7 番 土 門 雅 一
8 番 松 田 とも子
9 番 中 島 武 博

10 番 長 尾 卓 也
11 番 川 崎 浩 彦
12 番 木 下 等 嗣
13 番 寺 雅 彦
14 番 吉 田 義 弘
15 番 吉 尾 由美子
16 番 大 櫛 和 矢
17 番 塚 本 政 紀
18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 上 野 政 則
" 事務局 主査 中 川 圭 太
" 事務局 員 山 下 倖 生
" 事務局 員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1	会議録署名委員の指名	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 12 号	農地のあっせん成立について
5	議案第 40 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
6	議案第 41 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
7	議案第 42 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
8	議案第 43 号	農用地利用集積計画（案）について
9	議案第 44 号	農地のあっせんについて
10	議案第 45 号	買入協議を行う旨の通知の要請について
11	農業団体等報告事項	

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 8 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は全員出席。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

総会前の農地部会、農政部会ありがとうございました。また、総会終了後には運営委員会も予定しており、詰まった 1 日となりますが宜しくお願い致します。さて、今月もさまざまな案件がありますが、慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、13 番寺委員、14 番吉田委員を指名いたします。よろしく願います。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

（局長）

会務報告のページをお開きください。2 月 5 日から 7 日に栗山町農業振興公社評議員視察が鹿児島県等で開催され、鳥村会長が出席しております。7 日中部地区農地流動化推進委員会が開催され田村俊彦

委員長他 5 名が参加しております。8 日南部地区農地流動化推進委員会が開催され長尾委員長他 5 名が参加しております。9 日北部地区農地流動化推進委員会が開催され寺委員長他 5 名が参加しております。20 日現地調査を中島委員、長尾委員、木下委員で実施しております。27 日第 2 回農政部会、第 4 回農地部会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第 12 号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第 12 号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は 6 件でございます。

番号 1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇番地 1 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 2 月 1 日でございます。対象農地につきましては、〇〇166 番地 1 地目については公簿現況ともに畑、面積 12,196 m²外 2 筆。全筆畑でございまして 3 筆合計 18,153 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、大櫛委員、長尾委員でございます。

番号 2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇、相手方住所 栗山町字〇〇170 番地 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 2 月 1 日でございます。対象農地につきましては、〇〇168 番地 2 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 3,441 m²外 4 筆。内訳につきましては、田 4 筆 34,543 m²、畑 1 筆 370 m²、合計 5 筆 34,913 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、大櫛委員、長尾委員でございます。

番号 3 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 2 番 10-1201 号 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇170 番地 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 2 月 1 日でございます。対象農地につきましては、〇〇169 番地 10、地目につきましては、公簿 畑、現況 田、面積 10,074 m² 1 筆でございます。売買価格につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして、対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、大櫛委員、長尾委員でございます。

番号 4 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 2 番 10-1201 号 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇726 番地 1 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 2 月 1 日でございます。対象農地につきましては、〇〇169 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 23,186 m²外 2 筆。内訳につきましては、畑 2 筆 26,244 m²、雑種地 1 筆 150 m²となっております。売買価格につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして、対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、大櫛委員、長尾委員でございます。

番号 5 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇199 番地 5 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇217

番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 2 月 9 日でございます。対象農地につきましては、〇〇2036 番地、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 1,661 m² 1 筆でございます。売買価格につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして、対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、西川委員、田村俊彦委員でございます。

番号 6 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇446 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇338 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 2 月 8 日でございます。対象農地につきましては、〇〇436 番地、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 4,197 m² 8 筆。内訳につきましては、田 3 筆 17,518 m²、畑 4 筆 2,138 m²、雑種地 2 筆 44 m²、合計 9 筆 19,700 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして、対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、寺委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 議案第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、7 件でございます。

番号 1 所在 〇〇325 番地の内 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 1,811 m² 外 1 筆。内訳につきましては、田 1 筆 4,164 m²、畑 1 筆 1,811 m²、合計 2 筆 5,975 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成 30 年 11 月 30 日、契約期間 平成 30 年 11 月 30 日から令和 10 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 1 月 26 日でございます。賃貸者 栗山町 〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、賃借人 栗山町字 〇〇310 番地 3 〇〇 〇〇となっております。

番号 2 所在 〇〇325 番地の内 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 1,811 m² 外 1 筆。内訳につきましては、田 1 筆 4,164 m²、畑 1 筆 1,811 m²、合計 2 筆 5,975 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成 30 年 11 月 30 日、契約期間 平成 30 年 11 月 30 日から令和 10 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 1 月 26 日でございます。賃貸者 栗山町 〇〇4 丁目 20 番地 4 〇〇〇〇、賃借人 栗山町 〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇となっております。

番号 3 所在 〇〇1410 番地 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 6,775 m² 1 筆でございます。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成 27 年 12 月 30 日、契約期間 平成 27 年 12 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 1 月 30 日でございます。賃貸者 〇〇県 〇〇市 〇〇区 〇〇2-6-17 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字 〇〇4 番地 1 〇〇〇〇となっております。

す。

番号4 所在 ○○206番地2 地目につきましては公簿 山林、現況 畑、面積2,084㎡外1筆。全筆畑でございまして2筆合計4,403㎡でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成29年11月30日、契約期間 平成29年11月30日から令和9年11月30日、解約通知日は令和6年1月30日でございます。賃貸者 栗山町○○4丁目16番地29 ○○○○、賃借人 栗山町字○○4番地1 ○○○○となっております。

番号5 所在 ○○313番地1の内 地目につきましては公簿 宅地、現況 畑、面積1,238.09㎡外18筆。内訳につきましては、田13筆62,924㎡、畑6筆7,993.42㎡、合計19筆70,917.42㎡でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成27年12月30日、契約期間 平成27年12月30日から令和8年11月30日、解約通知日は令和6年1月30日でございます。賃貸者 栗山町○○4丁目87番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○4番地1 ○○○○となっております。

番号6 所在 ○○595番地 地目につきましては公簿現況ともに田、面積24,122㎡外5筆。内訳につきましては、田5筆39,472㎡、畑1筆1,501㎡、合計6筆40,973㎡でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和4年3月31日、契約期間 令和4年3月31日から令和6年11月30日、解約通知日は令和6年2月13日でございます。賃貸者 ○○郡○○町○○6丁目2番地6 ○○○○外3名、賃借人 栗山町字○○617番地 ○○○○となっております。

番号7 所在 ○○154番地 地目につきましては公簿現況ともに田、面積9,162㎡1筆でございます。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成27年3月31日、契約期間 平成27年3月31日から令和7年11月30日、解約通知日は令和6年2月16日でございます。賃貸者 栗山町○○4丁目87番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○145番地 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第41号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第41号は原案どおり決定いたします。

日程6 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び賃貸借、使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転(贈与)1件、賃貸借1件、使用貸借1件、合計2件でございます。

番号1 所在 ○○484番地1 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積1,359㎡外12筆。内

訳につきましては、田 11 筆 57,940 m²、畑 2 筆 870 m²、合計 13 筆 58,810 m²でございます。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇488 番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇422 番地 1 〇〇〇〇、摘要といたしまして経営規模の拡大を図りたく農地を譲り受けたいとなっております。

番号 2 所在 〇〇1 番地 5 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 263 m²外 33 筆。内訳につきましては、田 28 筆 195,819.46 m²、畑 6 筆 6,940 m²、合計 34 筆 202,759.46 m²でございます。貸主につきましては、栗山町字〇〇4 番地 1 〇〇〇〇、摘要といたしまして農業後継者である借主へ経営移譲をしたく許可申請に至る。借主につきましては、栗山町字〇〇4 番地 1 〇〇〇〇、摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(4 番 西川)

番号 1 につきまして、農業後継者である〇〇〇〇さんに対する所有権移転である事から、問題ないと思います。

(6 番 柴田)

番号 2 につきまして、農業後継者である〇〇〇〇さんに対する経営移譲である事から、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは 2 件について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって 2 件は原案どおり決定といたします。

議案第 41 号については全て原案どおり決定といたします。

日程 7 議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 〇〇593 番地 3 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 546 m² 1 筆でございます。賃貸人 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇、転用目的に

つきましては、農家用住宅建設となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(9 番 中島)

令和 6 年 1 月 30 日第 7 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請の願い出に基づき、令和 6 年 2 月 20 日に、長尾委員、木下委員、上野事務局長、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきまして、申請地は、栗山町役場の南西約 2.4km に位置する第 1 種農地であり、この度申請者より農家用住宅を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、また先ほど現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 42 号は原案どおり決定といたします。

日程 8 議案第 43 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 43 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、所有権移転 6 件、賃貸借 2 件、合計 8 件でございます。

整理番号 5 賃 135-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇65 番地 7 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇16 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 1 月 25 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇390 番地 現況地目 田、面積 1,642 m²外 2 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 16,458 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 2 月 28 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 4 年 9 か月、借賃につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 4 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要

件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 136-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇248 番地 8 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 14 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇271 番地 2 現況地目 田、面積 3,488 m²外 18 筆。全筆田でございまして 19 筆合計 28,567 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 2 月 28 日から令和 10 年 12 月 21 日までの 4 年 10 か月、借賃につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、世帯員は男 1 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 139-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇726 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 1 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇166 番地 1 現況地目 畑、面積 12,196 m²外 2 筆。全筆畑でございまして 3 筆合計 18,153 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 a あたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 139-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇170 番地 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 1 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇168 番地 2 現況地目 田、面積 3,441 m²外 4 筆。内訳につきましては、田 4 筆 34,543 m²、畑 1 筆 370 m²、合計 5 筆 34,913 m²でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は牧草で、構成員は男 1 人、女 0 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 365 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 140-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇170 番地 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 2 番 10-1201 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 1 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇169 番地 10 現況地目 田、面積 10,074 m² 1 筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方

法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は牧草で、構成員は男 1 人、女 0 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 365 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 140-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇726 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 2 番 10-1201 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 1 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇169 番地 1 現況地目 畑、面積 23,186 ㎡外 2 筆。内訳につきましては、畑 2 筆 26,244 ㎡、雑種地 1 筆 150 ㎡、合計 3 筆 26,394 ㎡でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 a あたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 141-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇217 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇199 番地 5 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 9 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇2036 番地 現況地目 畑、面積 1,661 ㎡1 筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 a あたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 1 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 142-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇338 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇446 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 2 月 8 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇436 番地 現況地目 田、面積 4,197 ㎡外 81 筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに 〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人、女 0 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 2 件、所有権移転 6 件、計 8 件の説明がありましたので審議したいと思います。

います。

整理番号 5 賃 135-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 135-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 135-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 136-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 136-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 136-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 139-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 139-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 139-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 139-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 139-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 139-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 140-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 140-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 140-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 140-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 140-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 140-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 141-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 141-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 141-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 142-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 142-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 142-1 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 44 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 44 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出

があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は5件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町〇〇4丁目20番地4 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年1月26日
申出地所在 〇〇327番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積4,164㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(12番 木下)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として吉田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1はあっせんを可といたしますので、木下委員、吉田委員よろしくお願いします。

続いて番号2について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇160番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年2月5日 申出地所在 〇〇159番地9、地目につきましては、公簿 畑、現況 田、面積46,572㎡外11筆。内訳につきましては、田10筆74,448.06㎡、用悪水路2筆701㎡、合計12筆75,149.06㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1番 鈴木)

〇〇さんにおかれましては、この度離農をすることから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さ

んと〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として土門委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、鈴木委員、土門委員よろしくお願ひします。

続いて番号3について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 〇〇郡〇〇町〇〇6丁目2番地6 〇〇〇〇外3名 申出年月日 令和6年2月13日 申出地所在 〇〇601番地1、地目につきましては、公簿 宅地、現況 畑、面積751.69㎡ 1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3はあっせんを可といたしますので、塚本委員、寺委員よろしくお願ひします。

続いて番号4について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 〇〇市〇〇区〇〇2丁目8-20 〇〇〇〇外1名 申出年月日 令和6年2月13日 申出地所在 〇〇495番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積1,910㎡外38

筆。内訳につきましては、田 30 筆 53,330.86 m²、畑 4 筆 2,118 m²、雑種地 5 筆 3,780 m²、合計 39 筆 59,228.86 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(13 番 寺)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4はあっせんを可といたしますので、寺委員、塚本委員よろしくお願ひし継続いて番号5について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町〇〇4丁目87番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年2月16日
申出地所在 〇〇154番地、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積9,162 m²1筆でございます。
別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(14 番 吉田)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 5 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 5 はあっせんを可といたしますので、吉田委員、塚本委員よろしくお願ひします。

日程 10 議案第 45 号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 45 号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第 16 条第 1 項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。今回の申し出は 1 件です。

番号 1 あっせん申出者 ○○郡○○町○○6 丁目 2 番地 6 ○○○○外 3 名 申出年月日 令和 6 年 2 月 13 日 申出地所在 ○○595 番地 地目といたしましては、公簿現況ともに田 面積 24,122 m²外 4 筆。内訳につきましては、田 4 筆 38,972 m²、畑 1 筆 2,001 m²、合計 5 筆 40,973 m²となっております。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 1 は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 3 月 28 日木曜日 午前 9 時 30 分から、現地調査につきましては 2 月 21 日木曜日 午前 9 時 30 分から 第 1 班 田村賢治委員、桂委員、土門委員、松田委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午前 10 時 30 分 終了)